日調連発第１７４号
平成２５年９月１０日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（参考送付）

この度、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

京丹波町（京都府）　　平成２５年９月１日から（別添１）
飯 塚 市（福岡県）　　平成２５年１０月１日から（別添２）

別添1

京調発第２５０号
平成２５年９月４日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　　林　　千 年　様

京都土地家屋調査士会
会 長　　信 吉 秀 起

登録型本人通知制度の導入について（参考送付）

平素は当会運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記制度が京丹波町において平成２５年９月１日より実施される旨連絡がありましたので、参考までにお知らせいたします。

５京丹住第６９９号
平成２５年９月２日

京都土地家屋調査士会
　会長　信吉　秀起　様

京都府船井郡京丹波町長　寺尾　豊爾

登録型本人通知制度の導入について（お知らせ）

日頃は、戸籍・住民基本台帳事務の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成２５年９月１日より、京丹波町において事前に登録された方の戸籍謄本等や住民票の写し等を本人の代理人等の第三者に交付した際に、その交付の事実をお知らせする「事前登録型本人通知制度」を導入することとなりました。

これまでから、統一請求用紙による戸籍等の請求に関して厳格適正な制度運用にご協力いただいていることと思いますが、京丹波町におきましても個人情報の厳格な取り扱いに努めて参りたいと考え、制度導入となりましたことご理解いただき、引き続きご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

あわせて、貴職より所属会員様に制度導入についてご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、登録型本人通知制度の概要は添付資料のとおりですが、本制度は法令等に基づくものではなく、京丹波町が要綱等を定めて実施するもので、制度の詳細については担当にお問い合わせください。

京丹波町役場
住民課戸籍住民係　担当：藤井
TEL0771-82-3803
Fax0771-82-0446

京丹波町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

１．本人通知制度の概要

本人通知制度は、京丹波町において住民登録や本籍がある方（あった方）が事前に登録することにより、その方に係る住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付した場合に、その事実について登録者本人に通知する制度です。

＊代理人や第三者から事前登録者に係る住民票の写し等の請求があった場合に、住民票の写し等の交付の可否を事前に登録者へ確認する制度ではありません。また、交付が出来ないようにする制度でもありません。

２．制度の目的

本人通知制度により住民票の写しや戸籍謄本等が第三者に交付されたことを本人が早期に知ることで、万が一不正な取得である疑いがあれば、交付請求書の開示請求等により早期に事実関係を究明するきっかけとなります。また、本人通知制度が周知されることで、委任状の偽造や不必要な身元調査等の未然防止につながります。このように個人の権利や人権の保護を図ることが目的です。

３．開始時期

平成２５年９月１日　　＊受付開始は平成２５年９月２日（月）から

４．本人通知でお知らせする内容

・　証明書を交付した年月日
・　交付した証明書の種類及び数量
・　交付請求者の種別
・　その他町長が適当と認める事項

＊京丹波町個人情報保護条例に基づき本人から開示請求を行うことができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、京丹波町個人情報保護条例の範囲内での情報が開示されます。

５．本人通知の対象とならない請求

・　本人または同じ住民票に記載されている人からの住民票の写しの請求
・　本人または同じ戸籍に記載されている人、直系の親族からの戸籍関係証明書の請求
・　国や地方公共団体からの請求
・　特定事務受任者が裁判・訴訟手続や紛争処理手続についての代理事務に使用するための請求
・　その他、町長が特別な事情があると判断する請求

６．登録期間

登録した日の翌日から３年

別添2

福調発第３４９号
平成２５年9月４日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　林　　千　年　殿

福岡県土地家屋調査士会
会　長　草　賀　裕　一　㊞

事前登録型本人通知制度の導入について（お知らせ）

平素より、本会の会務運営につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記制度が福岡県飯塚市において、平成２５年１０月１日より別紙のとおり導入される旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

以上

25 飯市市第　378 号
平成 25 年 8 月 30 日

福岡県土地家屋調査士会長　様

福岡県飯塚市長　齊藤　守史
(市民環境部　市民課)

事前登録型本人通知制度について(お知らせ)

平素より、戸籍・住民基本台帳事務の円滑な運営につきましては、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、標記の件につきましては、平成 25 年 10 月 1 日より、事前に登録された方の戸籍謄抄本や住民票の写し等を本人の代理人等の第三者に交付した際にその交付の事実をお知らせする事前登録型本人通知制度を導入する予定であることをお知らせするものです。

なお、本人通知制度の概要は別紙のとおりですが、本制度は法令等に基づくものではなく、市が要綱を定めて実施するものです。

今後、飯塚市においても、個人情報の厳格な取扱いに努めて参りますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

福岡県
土地家屋調査士会
25.9.3
受付
0579

飯塚市事前登録型本人通知制度の概要

飯塚市では、平成23年2月から住民票等の不正取得が明らかとなった場合、本人にその旨を通知することとしていますが、不正取得の抑止及び防止をさらに図るため、平成25年10月1日から市が住民票の写し等を第三者に交付した場合、事前に登録した市民に住民票等の交付の事実をお知らせする制度を実施する予定としております。

なお、事前登録は9月1日から開始しております。

1. 制度の目的

本制度により、登録をしていれば住民票の写し等が第三者に交付されたことを本人が早期に知ることができ、不当な取得である疑いがあれば、その事実関係を究明するきっかけになります。

また、この制度が周知されることで不正請求の早期発見や抑止効果が期待できます。

2. 通知の対象

住民票の写しおよび住民票記載事項証明書で本籍が記載されたもの・戸籍の附票の写し・戸籍の謄抄本・戸籍記載事項証明書等で、除籍や除票は含みません。

3. 本人通知の内容

(1) 交付年月日
(2) 住民票の写し等の種別
(3) 交付通数
(4) 交付請求者の種別

なお、交付した代理人や第三者の氏名、住所等の個人情報は本人通知には記載されません。

4. 登録期間

登録期間は、登録日から転出などで市民でなくなる日まで。